

いなべ市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果報告を次のように公表する。

平成27年3月26日

いなべ市監査委員 羽場 恭博

いなべ市監査委員 小川 幹則

平成26年度

財政援助団体等監査結果報告書

(社会福祉法人 晴山会)

いなべ市監査委員

財政援助団体等監査

第1 監査実施年月日及び監査対象

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

実施年月日	対象団体名
平成27年2月27日(金)	社会福祉法人 晴山会

第2 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

社会福祉法人晴山会における執行事務のうち、平成25年度の公の施設（いなべ市障害者支援センター）の管理運営に係る出納、その他の事務の執行について監査を実施した。

3 監査の主眼

- ・施設は条例、規則及び協定書の定めるところにより適正に管理されているか。
- ・施設に関わる収支会計経理は適正に行われているか。
- ・利用促進のための努力はなされているか。
- ・管理規程、経理規程等の整備はなされているか。
- ・帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。

第3 監査の方法

平成25年度の施設管理の実施状況について、提出を求めた監査資料に基づき、関係者から説明を聴取するとともに、当該施設運営に係る関係諸帳簿、証拠書類等の照合、調査する方法で監査を実施した。

第4 監査の結果

指定管理については、おおむね適正に管理されていると思われるので特に意見はない。

ただし、同時に行った本施設内で実施するアビレコ事業については、経費の実績報告が担当課に提出されておらず、当初の委託内容と経費内訳が合わなかった。事業内容の精査を行うとともに、適切な事務処理を行われたい。

1 監査対象の概要

名称・代表者	社会福祉法人 晴山会 理事長 出口 勝一
事務所所在地	いなべ市大安町大井田2669番地5
目的及び事業	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>①生活介護事業、短期入所事業、就労継続支援事業 ②地域活動支援センターを運営する事業 ③施設の利用承認に関する業務 ④施設の利用に係る料金の収受に関する業務 ⑤施設の維持管理に関する業務 ⑥前各号に掲げる業務に付随する業務 ⑦いなべ市障害者就労支援事業（アビレコ活用計画）に関する業務</p>
組織構成	<p>（役員） 理事長1人、理事5人、評議員13人、監事2人</p> <p>（職員） 施設長1人、事務員1人、生活支援員21人（うち臨時6人）、看護師1人、運転手1人、世話人3人</p>

2 公の施設の指定管理

（1） 指定管理の内容

いなべ市障害者活動支援センターは、平成20年4月1日より社会福祉法人晴山会が基本協定書により当施設の指定管理者となっている。

社会福祉法人 晴山会

（いなべ市障害者活動支援センターの管理に関する基本協定書）

- ・ 協定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- ・ 指定管理料 無償

(2) 施設の概要

いなべ市障害者活動支援センター

- ・ 所在地 いなべ市大安町大井田2669番地5
- ・ 施設規模 建物部分 建築面積 本館 1107.68㎡
西館 102.68㎡

(3) いなべ市障害者就労支援事業の実績（平成25年度）

- ・ 対象者 1名
- ・ 実習期間 10月～3月
- ・ 業務委託料 3,723,885円

3 所 見

- (1) 市との協定書には、施設の日常点検及び管理点検の実施が計画されている。日常の点検は実施されているようであるが記録に残るものがないため、施設点検の記録簿を整備されたい。
- (2) 施設の事故防止等の安全対策・危機管理対策については、十分な注意が計られているため通所者の方の事故もなく安全に利用されていた。今後も、事故防止に努めて事業内容の一層の充実に努められたい。